

## 板橋区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

平成29年9月27日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

### (補助対象施設・事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設又は事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（公設民営を除く。）とする。ただし、第2号アの家庭的保育事業については、板橋区が設置する事業を、同号ウの居宅訪問型保育事業又はエの事業所内保育事業のうち従業員枠については、東京都の区域内に所在し、板橋区に居住する児童が利用する事業を補助対象事業とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により板橋区長（以下「区長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金の交付要綱（平成27年3月16日付26福保子保第2960号）の交付対象施設は除く

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(3) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和4年3月15日東京都板橋区条例第17号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び同条第3号の規定により認定を受けた認

証保育所（地方裁量型認定こども園）は除く。

(4) 定期利用保育事業

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3中2（2）ウ及びエの規定に基づき実施する定期利用保育事業

(5) 病児保育事業

東京都病児保育推進事業実施要綱（令和7年9月2日付7福保子保第1567号）第3条（1）ア又はイの規定に基づき実施する病児保育事業

2 前項までの規定のうち、次の各号のいずれかに該当する施設、事業を設置・運営する者は、交付の対象としない。

(1) 施設、事業を設置・運営する者が個人の場合、特別区民税及び軽自動車税を滞納していること

(2) 施設、事業を設置・運営する者が法人の場合、法人住民税を滞納していること

(3) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 次の各号のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

(2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した者が設置するもの

(3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがない者が設置するもの

（補助対象児童）

第3条 この補助金の交付の対象となる児童は、第2条で規定する補助対象施設・事業に入所する児童とする。ただし、第2条第1項第2号ウ及びエのうち従業員枠については、板橋区に居住する児童とする。

(要件等)

第4条 この補助金の交付の要件は次の各号による。

(1) キャリアパス要件

補助対象施設・事業は、別表3に定めるキャリアパス要件を満たさなければならない。

(2) 福祉サービス第三者評価の受審

補助対象施設のうち、第2条第1項第1号ア、イ及び第3号、第4号に該当する施設は、福祉サービス第三者評価(「東京都における福祉サービス第三者評価(指針)」の改正について(通知)」(平成24年9月7日付24福保指指第638号)に規定するものをいう。以下同じ。)を受審し、及び結果を公表しなければならない。

(3) 財務情報等の公表

補助対象施設・事業は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」(平成27年9月24日付27福保子保第691号)により、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、並びに区長に提出し、利用者及び当該施設の全ての職員に対して分かりやすい方法により公表し、並びにホームページ等を通して広く一般に公表しなければならない。

(4) モデル賃金等の公表

別に定めるところにより、補助対象施設・事業における保育従事職員のモデル賃金等を作成し、ホームページ等を通して広く一般に公表しなければならない。なお、モデル賃金とは、一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。

(5) 非常勤職員(保育従事職員)の賃金改善

補助金の交付額(別表1に定めるキャリアアップ補助金Ⅱによる交付額を除く。)について、補助対象施設・事業に勤務する非常勤職員(保育従事職員)の賃金改善に充て、第15条の規定に基づく実績報告により提出しなければならない。ただし、交付対象施設・事業所に非常勤職員(保育従事職員)がいない場合は、当該要件に適合しているものとみなす。

(6) 子育て支援員研修の受講

この補助金の交付対象となる施設のうち、第2条第1項第3号に該当する施設は、補助対象年度に、東京都子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月29日付27福保子計第249号)で定める5(2)ア及びイ(イ)のうち「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し修了させた職員(特別な状況等により子育て支援員研修を受講できなかった受講予定者が、認証保育所等研修事業実施要綱(平成21年3月19日付20福保子支第1736号)3(6)で定める

「認可外保育施設職員テーマ別研修」を5科目以上受講し、かつ5科目以上のうち3科目以上は令和5年3月30日付4福保子保第4768号「認証保育所に対する『保育士等キャリアアップ補助金』の補助要件の変更について」で定める必須科目である場合（以下、「認可外保育施設職員テーマ別研修受講済者」という。）は、修了者として取り扱う。以下「子育て支援員研修修了者」という。）を少なくとも1人以上配置しなければならない。なお、平成29年度に補助を受ける施設は、「補助対象年度」を「補助対象年度までに又は補助対象年度」と読み替えるものとする。ただし、東京都認証保育所事業実施要綱7（1）ウにより算出した総所要保育従事職員が全て常勤有資格者である場合又は総所要保育従事職員のうち常勤有資格者以外の職員が全て子育て支援員研修修了者（ただし、令和4年度以前の認可外保育施設職員テーマ別研修受講済者は除く。）である場合は、この限りではない。

なお、上記の受講要件に適合又は適合しない場合の補助金の算定方法は別表1の2基準額（1施設・事業当たり）による。

#### （補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の人件費のうち、別表4に定める賃金改善に要した費用とし、年度終了後、速やかに区長に報告しなければならない。

#### （補助金の算定方法）

第6条 この補助金は、別表1第2欄に定める基準額と、第5条の補助対象経費とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### （交付申請）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

2 申請者が個人事業主であって、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請書のほかに、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

（1）助成の申請に当たって、助成金交付申請書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

（2）区外に居住しており、板橋区において課税されていない場合

- (3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合
- 3 申請者が法人の場合は、第1項の規定による申請書のほかに、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付するものとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付するものとする。

(交付決定通知等)

第8条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査のうえ、可否について決定し、交付等決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、この補助金の交付申請の内容を変更する場合は、補助金内容変更申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添付して、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めるときは交付額変更決定通知書（別記第4号様式）により、適正でないと認めるときは、内容変更申請非認定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 区長は、第8条による交付決定又は第9条第2項による変更交付決定を行った場合は、交付決定者から保育士等キャリアアップ補助金請求書（別記第6号様式）及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

(承認事項)

第11条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第12条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない

い。

(状況報告)

第 13 条 交付決定者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(遂行命令等)

第 14 条 区長は、交付決定者が提出する報告又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 交付決定者が前項の命令に違反したときは、区長は、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(事業実績報告)

第 15 条 交付決定者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに実績報告書（別記第 7 号様式）を区長へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、第 8 条又は第 9 条で決定した額を上限として、実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、保育士等キャリアアップ補助金確定通知書（別記第 8 号様式）により交付決定者あて通知する。

(是正のための措置)

第 17 条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第 18 条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に行

った事業に係る部分については、この限りでない。

- 2 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。なお、第5号を除き、第16条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - (2) 補助金を第5条に定める用途以外に使用したとき
  - (3) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき
  - (4) 交付決定者が第2条第3項に該当するに至ったとき
  - (5) 交付決定者が別に定める期日までに第15条に規定する実績報告書を提出しなかったとき
  - (6) 交付決定者が第4条に規定する要件を具備していないことが判明したとき
  - (7) 交付決定者が行う財務情報等の公表の内容が、実績報告書の内容と齟齬を生じているとき

#### (補助金の返還)

- 第19条 区長は、第18条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 区長は、第16条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別記第8号様式により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### (違約加算金及び延滞金)

- 第20条 交付決定者は、第18条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (違約加算金の計算)

- 第21条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の

適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により、申請者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納額とを相殺するものとする。

(補助対象施設・事業の運営上の留意事項)

第24条 交付決定者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(帳簿及び関係書類の整理保管)

第25条 交付決定者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(準用)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによる。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 12 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の別表 1 の第 2 欄の（４）「子育て支援員研修の受講要件」については、平成 27 年度に補助を受ける施設は、要件を適合しているものとしてみなす。
- 3 この要綱は、平成 27 年度の板橋区保育士等キャリアアップ補助金に係る全ての処理が終了したときに、その効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の別表 1 の第 2 欄の（４）「子育て支援員研修の受講要件」については、平成 28 年度に補助を受ける施設は、要件を適合しているものとしてみなす。
- 3 この要綱は、平成 28 年度の板橋区保育士等キャリアアップ補助金に係る全ての処理が終了したときに、その効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条第 1 項第 3 号の改正規定は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日までにおいては、第5条に定める賃金改善の適用について、別表4第2の3中「決まって毎月支払われる手当又は基本給」とあるのは、「一時金又は決まって毎月支払われる手当若しくは基本給」とする。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1 補助金の算定方法

1 補助対象施設・事業	2 基準額
1 認可保育所	<p>(1) キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②、③及び④を乗じた額</p> <p>① 基本額 別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>② キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 福祉サービス第三者評価の要件 ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 イ ア以外の場合は、0.5</p> <p>④ 情報公開等の取組に係る要件 ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p> <p>(2) キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②、③及び④を乗じた額</p> <p>① 基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 &lt;算式ア&gt; 加算対象人数×6,130円×賃金改善実施期間の月数 &lt;算式イ&gt; 基礎職員数×2/3－基礎職員数×1/5 ※基礎職員数は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年9月2日付こ成保510、7文科初第1273号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）第4の3（1）の基礎職員数とする。</p> <p>② キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p>

	<p>③ 福祉サービス第三者評価の要件  ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0  イ ア以外の場合は、0.5</p> <p>④ 情報公開等の取組に係る要件  ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0  イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p>
<p>2 認証保育所</p>	<p>(1) キャリアアップ補助金Ⅰ  次の①に、②、③、④及び⑤を乗じた額</p> <p>① 基本額  別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>② キャリアパス要件  ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0  イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 福祉サービス第三者評価の要件  ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0  イ ア以外の場合は、0.5</p> <p>④ 情報公開等の取組に係る要件  ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0  イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p> <p>⑤ 子育て支援員研修の受講要件  ア 要綱第4条第6号の要件に適合する場合は、1.0  イ 要綱第4条第6号の要件に適合しない場合は、0.5</p> <p>(2) キャリアアップ補助金Ⅱ  次の①に、②、③、④及び⑤を乗じた額</p> <p>① 基本額  算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数</p>

	<p>&lt;算式ア&gt;  加算対象人数×3,070円×賃金改善実施期間の月数</p> <p>&lt;算式イ&gt;  基礎職員数×2/3－基礎職員数×1/5</p> <p>※東京都認証保育所運営費等補助要綱における技能・経験に着目した加算の加算対象人数の基礎となる職員数とする。</p> <p>② キャリアパス要件  ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0  イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 福祉サービス第三者評価の要件  ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0  イ ア以外の場合は、0.5</p> <p>④ 情報公開等の取組に係る要件  ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0  イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p> <p>⑤ 子育て支援員研修の受講要件  ア 要綱第4条第6号の要件に適合する場合は、1.0  イ 要綱第4条第6号の要件に適合しない場合は、0.5</p>
<p>3 認定こども園</p>	<p>(1) キャリアアップ補助金 I  次の①に、②、③及び④を乗じた額</p> <p>① 基本額  別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（2号、3号認定のみ）を乗じて得た額の合計額</p> <p>② キャリアパス要件  ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0  イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 福祉サービス第三者評価の要件  ア 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0  イ ア以外の場合は、0.5</p> <p>④ 情報公開等の取組に係る要件  ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する</p>

	<p>場合は、1. 0</p> <p>イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5</p> <p>(2) キャリアアップ補助金Ⅱ</p> <p>次の①に、②、③及び④を乗じた額</p> <p>① 基本額</p> <p>算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数</p> <p>&lt;算式ア&gt;</p> <p>加算対象人数×6, 290円×賃金改善実施期間の月数</p> <p>&lt;算式イ&gt;</p> <p>基礎職員数×2/3－基礎職員数×1/5</p> <p>※基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第4の3(1)の基礎職員数(2、3号認定の在籍児童数で算定)</p> <p>② キャリアパス要件</p> <p>ア 別表3の要件に適合する場合は、1. 0</p> <p>イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 福祉サービス第三者評価の要件</p> <p>ア 3年(補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度)に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1. 0</p> <p>イ ア以外の場合は、0. 5</p> <p>④ 情報公開等の取組に係る要件</p> <p>ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0</p> <p>イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5</p>
<p>4</p> <p>(1) 家庭的保育事業</p> <p>(2) 家庭的保育事業(都制度)</p>	<p>次の①に、②及び③を乗じた額</p> <p>① 基本額</p> <p>別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>② キャリアパス要件</p> <p>ア 別表3の要件に適合する場合は、1. 0</p> <p>イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 情報公開等の取組に係る要件</p> <p>ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1. 0</p>

	<p>イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p>
<p>5 小規模保育事業</p>	<p>(1) キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②及び③を乗じた額</p> <p>① 基本額 別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（2号、3号認定のみ）を乗じて得た額の合計額</p> <p>② キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 情報公開等の取組に係る要件 ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p> <p>(2) キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②及び③を乗じた額</p> <p>① 基本額 算式アにより計算した額。また、加算対象人数は、算式イにより計算した人数 &lt;算式ア&gt; 加算対象人数×6, 130円×賃金改善実施期間の月数 &lt;算式イ&gt; 基礎職員数×2/3－基礎職員数×1/5 ※基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第4の3(1)の基礎職員数</p> <p>② キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 情報公開等の取組に係る要件 ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p>

<p>6</p> <p>(1) 居宅訪問型保育事業 (2) 定期利用保育事業</p>	<p>次の①に、②及び④を乗じた額 ただし、定期利用保育事業は、次の①に②、③及び④を乗じた額</p> <p>① 基本額 別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>② キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 福祉サービス第三者評価の要件 ア 3年(補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度)に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 イ ①以外の場合は、0.5</p> <p>④ 情報公開等の取組に係る要件 ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p>
<p>7 事業所内保育事業(ただし、(2)キャリアアップ補助金Ⅱは、定員6人以上が対象)</p>	<p>(1) キャリアアップ補助金Ⅰ 次の①に、②及び③を乗じた額</p> <p>① 基本額 ア 従業員枠の児童 別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の従業員枠の在籍児童数(ただし、板橋区に居住する者のみ。以下、同じ。)を乗じて得た額の合計額に、100分の84を乗じて得た額 イ 従業員枠以外(地域枠)の児童 別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の従業員枠以外の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>② キャリアパス要件 ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 情報公開等の取組に係る要件 ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p>

	<p>(2) キャリアアップ補助金Ⅱ 次の①に、②及び③を乗じた額</p> <p>① 基本額</p> <p>ア 従業員枠の児童 算式Aにより計算した額。また、加算対象人数は、算式Bにより計算した人数</p> <p>&lt;算式A&gt; 加算対象人数×6, 130円×賃金改善実施期間の月数×従業員枠の在籍児童数(申請区市町村分)／在籍している全ての在籍児童数×84／100</p> <p>&lt;算式B&gt; 基礎職員数×2／3－基礎職員数×1／5 ※基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第4の3(1)の基礎職員数</p> <p>イ 従業員枠以外の児童 算式Aにより計算した額。また、加算対象人数は、算式Bにより計算した人数</p> <p>&lt;算式A&gt; 加算対象人数×6, 130円×賃金改善実施期間の月数×従業員枠以外の在籍児童数／在籍している全ての在籍児童数</p> <p>&lt;算式B&gt; 基礎職員数×2／3－基礎職員数×1／5 ※基礎職員数は、国処遇改善等加算通知第4の3(1)の基礎職員数</p> <p>② キャリアパス要件</p> <p>ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 情報公開等の取組に係る要件</p> <p>ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0.5</p>
8 病児保育事業	<p>次の①に、②及び③を乗じた額</p> <p>① 基本額 別表2に定める単価に、定員数を乗じて得た額</p> <p>② キャリアパス要件</p> <p>ア 別表3の要件に適合する場合は、1.0 イ 別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>③ 情報公開等の取組に係る要件</p> <p>ア 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれにも適合する</p>

	<p>場合は、1. 0</p> <p>イ 要綱第4条第3号～第5号に掲げる要件のいずれかに適合しない場合は、0. 5</p>
--	--

※ 別表1第2欄の「福祉サービス第三者評価の要件」が適用される施設のうち、新たにこの補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、③アに該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌年度までは未実施であっても③アに該当するものとし、初回の実施後は③ア及びイのとおりとする。

ただし、年度の途中（4月2日以降）に開設し、当該年度から補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度の翌年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、③アに該当するものとして取り扱う。新たに補助を受ける年度の翌々年度までは未実施であっても③アに該当するものとし、初回の実施後は③ア及びイのとおりとする。

※ 年度の途中に開設した施設・事業については、開設した日以降の期間により算定し、年度の途中で廃止した施設・事業については廃止した日までの期間により算定する。

※ 別表1のうち、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、定期利用保育事業の定員は、利用定員とする。認証保育所の定員は、東京都認証保育所事業実施要綱2（3）に定める定員とする。

なお、認可保育所における「各月初日の在籍児童数」には、緊急1歳児等受入事業の対象となる（緊急1歳児等受入事業実施要綱（平成30年3月30日付29福保子保第5924号））在籍児童数を含む。定期利用保育事業における「各月初日の在籍児童数」は、毎月初日時点の登録児童数が1日当たりの定員を超える場合は1日当たりの定員とし、1日当たりの定員と同数又は下回る場合は各月初日の登録児童数とする。

※ 認定こども園の定員は、2号認定及び3号認定の定員の合計とする。

※ 別表2に定める年齢区分は、「年度の初日の前日における満年齢」により区分する。

なお、子ども・子育て支援法第28条第1項第一号に規定する特例施設型給付費の支給対象児童及び同法第30条第1項第一号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、支給認定後の認定区分に応じて区分し、同項第三号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については別表2の4（1）、5（1）、（2）及び（3）並びに6において、「特例給付対象児」として区分する。

別表2 保育士等キャリアアップ補助金 単価表 (児童1人あたり月額)

1 認可保育所

定員区分	認定区分	年齢区分	単価(円)
20人	2号	4歳以上児	12,880
		3歳児	13,860
	3号	1、2歳児	21,280
21人から30人まで	2号	4歳以上児	9,380
		3歳児	10,360
	3号	1、2歳児	17,780
31人から40人まで	2号	4歳以上児	7,700
		3歳児	8,680
	3号	1、2歳児	16,100
41人から50人まで	2号	4歳以上児	7,420
		3歳児	8,400
	3号	1、2歳児	15,820
51人から60人まで	2号	4歳以上児	6,440
		3歳児	7,420
	3号	1、2歳児	14,840
61人から70人まで	2号	4歳以上児	5,880
		3歳児	6,860
	3号	1、2歳児	14,280
71人から80人まで	2号	4歳以上児	5,460
		3歳児	6,440
	3号	1、2歳児	13,860
81人から90人まで	2号	4歳以上児	5,040
		3歳児	6,020
	3号	1、2歳児	13,440
91人から100人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
101人から110人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
	3号	1、2歳児	12,460
111人から120人まで	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
	3号	1、2歳児	12,320
121人から130人まで	2号	4歳以上児	3,780
		3歳児	4,760
	3号	1、2歳児	12,180
131人から140人まで	2号	4歳以上児	3,640
		3歳児	4,620
	3号	1、2歳児	12,040
141人から150人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
151人から160人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
161人から170人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
171人以上	2号	4歳以上児	3,360
		3歳児	4,340
	3号	1、2歳児	11,760

2 認証保育所

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人まで	4歳以上児	12,880
	3歳児	13,860
	1、2歳児	21,280
21人から30人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
31人から40人まで	4歳以上児	7,700
	3歳児	8,680
	1、2歳児	16,100
41人から50人まで	4歳以上児	7,420
	3歳児	8,400
	1、2歳児	15,820
51人から60人まで	4歳以上児	6,440
	3歳児	7,420
	1、2歳児	14,840
61人から70人まで	4歳以上児	5,880
	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
71人から80人まで	4歳以上児	5,460
	3歳児	6,440
	1、2歳児	13,860
81人から90人まで	4歳以上児	5,040
	3歳児	6,020
	1、2歳児	13,440
91人から100人まで	4歳以上児	4,200
	3歳児	5,180
	1、2歳児	12,600
101人から110人まで	4歳以上児	4,060
	3歳児	5,040
	1、2歳児	12,460
111人から120人まで	4歳以上児	3,920
	3歳児	4,900
	1、2歳児	12,320

3 認定こども園

定員区分	認定区分	年齢区分	単価(円)
10人まで	2号	4歳以上児	32,760
		3歳児	33,740
	3号	1、2歳児	41,160
11人から20人まで	2号	4歳以上児	17,500
		3歳児	18,480
	3号	1、2歳児	25,900
21人から30人まで	2号	4歳以上児	12,460
		3歳児	13,440
	3号	1、2歳児	20,860
31人から40人まで	2号	4歳以上児	9,940
		3歳児	10,920
	3号	1、2歳児	18,340
41人から50人まで	2号	4歳以上児	9,240
		3歳児	10,220
	3号	1、2歳児	17,640
51人から60人まで	2号	4歳以上児	8,120
		3歳児	9,100
	3号	1、2歳児	16,520
61人から70人まで	2号	4歳以上児	7,140
		3歳児	8,120
	3号	1、2歳児	15,540
71人から80人まで	2号	4歳以上児	6,580
		3歳児	7,560
	3号	1、2歳児	14,980
81人から90人まで	2号	4歳以上児	6,020
		3歳児	7,000
	3号	1、2歳児	14,420
91人から100人まで	2号	4歳以上児	5,180
		3歳児	6,160
	3号	1、2歳児	13,580
101人から110人まで	2号	4歳以上児	4,900
		3歳児	5,880
	3号	1、2歳児	13,300
111人から120人まで	2号	4歳以上児	4,620
		3歳児	5,600
	3号	1、2歳児	13,020
121人から130人まで	2号	4歳以上児	4,480
		3歳児	5,460
	3号	1、2歳児	12,880
131人から140人まで	2号	4歳以上児	4,340
		3歳児	5,320
	3号	1、2歳児	12,740
141人から150人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
151人から160人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
161人から170人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
	3号	1、2歳児	12,460
171人以上	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
	3号	1、2歳児	12,320

4 (1) 家庭的保育事業

年齢区分	単価(円)
特例給付対象児	22,680
乳児、1、2歳児	22,680

4 (2) 家庭的保育事業(都制度)

年齢区分	単価(円)
乳児、1、2歳児	22,680

5 (1) 小規模保育事業(A型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

5 (1) 小規模保育事業(B型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から 19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

5 (1) 小規模保育事業(C型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 10人まで	特例給付対象児	20,580
	乳児、1、2歳児	20,580
11人から 15人まで	特例給付対象児	19,180
	乳児、1、2歳児	19,180

5 (2) 居宅訪問型保育事業

年齢区分	単価(円)
特例給付対象児	67,340
乳児、1、2歳児	67,340

5 (3) 定期利用保育事業

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
21人から 30人まで	4歳以上児	7,000
	3歳児	7,980
	1、2歳児	15,400
	乳児	26,040
31人から 40人まで	4歳以上児	5,880
	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920
41人から 50人まで	4歳以上児	6,020
	3歳児	7,000
	1、2歳児	14,420
	乳児	25,060
51人から 60人まで	4歳以上児	5,320
	3歳児	6,300
	1、2歳児	13,720
	乳児	24,360
61人から 70人まで	4歳以上児	4,900
	3歳児	5,880
	1、2歳児	13,300
	乳児	23,940

7 病児保育事業  
(病児対応型、病後児対応型)

定員数	単価(円)
2人	42,100
3人	28,100
4人	21,000
5人	24,700
6人	20,600
7人	17,600
8人	20,300
9人	18,100
10人	16,300

6 事業所内保育事業  
(小規模保育事業A型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	38,220
	1、2歳児	38,220
	乳児	48,720
6人から 12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

6 事業所内保育事業  
(小規模保育事業B型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	32,900
	1、2歳児	32,900
	乳児	41,160
6人から 12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から 19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

6 事業所内保育事業  
(定員20人以上)

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人から 30人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から 40人まで	特例給付対象児	16,100
	1、2歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から 50人まで	特例給付対象児	15,820
	1、2歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から 60人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から	特例給付対象児	14,280
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920

## 別表3 キャリアパス要件

### 第1 キャリアパス要件

次の1及び2のいずれにも適合すること又は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和7年9月2日付こ成保第510号、7文科初第1273号こども家庭庁育成局長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「国処遇改善等加算通知」という。）に基づく処遇改善等加算区分3を受けていること。

- 1 次に掲げる要件の全てに適合すること。
  - (1) 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - (2) (1)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。
  - (3) (1)及び(2)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）に周知していること。
  
- 2 次に掲げる要件の全てに適合すること。
  - (1) 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
    - ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。
    - イ 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等）を実施すること。
  - (2) (1)について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

### 第2 キャリアパス要件届出書の提出

- 1 要綱第2条第1号及び第2号に該当する施設・事業  
補助対象施設・事業は、通知に基づき、板橋区長（以下「区長」という。）が別に定める時期までに、キャリアパス要件届出書を提出すること又は処遇改善等加算区分3を受けていること。
  
- 2 要綱第2条第3号、第4号及び第5号に該当する施設・事業  
キャリアパス要件届出書（別表3第1号様式）を、この補助金の交付申請時に申請書類とあわせて、区長に提出すること。  
なお、上記第1の内容を満たし、キャリアパス要件届出書を区長に提出していることをもって、要件に適合したものとする。また、設置者が過年度にキャリアパス要件届出書を提出している場合において、その内容に変更がないときは、その提出を省略することができる。

## 別表4 交付対象経費

### 第1 交付対象経費（キャリアアップ補助金I）

#### 1 賃金改善実施期間は、4月から翌年3月までとする。

なお、年度の途中に子ども・子育て支援法による確認を受けた施設・事業所については、子ども・子育て支援法による確認を受けたときから直近の3月までとする。

また、年度の途中に開設した要綱第2条第3号～第5号の施設・事業については、開設したときから直近の3月までとする。

#### 2 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）とする。なお、法人の役員を兼務している職員については、このキャリアアップ補助金Iを役員報酬に充ててはならない。

また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。

#### 3 このキャリアアップ補助金Iでの賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

#### 4 賃金改善の実施に要した費用の総額は、要綱第2条第1号及び第2号に該当する施設、事業に応じた職員の賃金水準（退職手当、国処遇改善等加算通知に定める基準年度の処遇改善等加算の加算額、施設独自の改善額及びこの補助金による賃金を除く、基準年度における職員の支払賃金の総額）に対して改善するものであること。

なお、要綱第2条第3号から第5号までに該当する施設・事業については、補助前年度の賃金水準（この補助金による賃金を除く。当該年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準とする。）に対して改善すること。

#### 5 このキャリアアップ補助金Iの交付を受けた補助対象施設・事業所は、このキャリアアップ補助金Iの賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、この補助金の使途がわかる形で適切に管理すること。

また、当該帳簿及び証拠書類は、実績報告後5年間保管しておかなければならない。

#### 6 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

#### 7 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。

- 8 処遇改善等加算区分1・区分2・区分3及びその他賃金改善に係る補助金等により賃金改善を行った経費は、この補助金の交付対象経費に含めることはできない。

## 第2 交付対象経費（キャリアアップ補助金Ⅱ）

- 1 賃金改善実施期間は、4月から翌年3月までとする。

なお、年度の途中で子ども・子育て支援法による確認を受けた施設・事業所については、子ども・子育て支援法による確認を受けたときから直近の3月までとする。

また、年度の途中に開設した要綱第2条第3号～第5号の施設・事業については、開設したときから直近の3月までとする。

- 2 賃金改善の対象となる職員は、その職種にかかわらず、施設に勤務する職員のうち、次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）とする。

なお、処遇改善等加算区分3及び技能・経験に着目した加算を基に、賃金改善を受けている職員については、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象外とする。また、法人の役員を兼務している職員については、このキャリアアップ補助金Ⅱを役員報酬に充ててはならない。

- (1) 職務分野別リーダー若しくは若手リーダー又はこれに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。
- (2) 概ね3年以上の経験年数を有すこと。
- (3) 「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、処遇改善等加算区分3及び技能・経験に着目した加算に係る各施設・事業所ごとの研修終了要件を満たすこと。

- 3 キャリアアップ補助金Ⅱは、職務分野別リーダー等に対し、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、一時金又は決まって毎月支払われる手当若しくは基本給により賃金の改善を行うこととし、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。

- 4 キャリアアップ補助金Ⅱによる職務分野別リーダー等に対する賃金の改善額は、原則として月額5千円とする。ただし、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることも可能とする（事業所内保育事業については、補助額に応じた賃金改善額とする）。この場合、処遇改善等加算区分3の副主任保育士等に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲で行うこと。認証保育所については、原則として月額2千5百円とする。ただし、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額2千5百円以上の改善額とすることも可能とする。この場合、技能・経験に着目した加算の第3職層に対する加算を基とした賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲で行うこと。

- 5 このキャリアアップ補助金Ⅱでの賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各施設の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。
- 6 キャリアアップ補助金Ⅱの交付を受けた施設は、キャリアアップ補助金Ⅱの賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、この補助金の使途がわかる形で適切に管理すること。  
また、当該帳簿及び証拠書類は実績報告後5年間保管しておかなければならない。
- 7 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。
- 8 処遇改善等加算区分1・区分2・区分3及びその他賃金改善に係る補助金等により賃金改善を行った経費は、この補助金の交付対象経費に含めることはできない。

### 第3 賃金改善実績報告書の提出

#### 1 キャリアアップ補助金Ⅰ

年度終了後速やかに、板橋区にある補助対象施設・事業所については、「賃金改善実績報告書」（要綱第2条第1号及び第2号に該当する施設・事業は「別表4第1号様式」、要綱第2条第3号～第5号に該当する施設・事業は「別表4第2号様式」）を区長に提出すること。

事業所内保育事業の従業員枠で、事業所所在区市町村以外の区市町村（東京都の区域内に限る。）に居住する児童を受け入れている事業者は、各区市町村から交付された保育士等キャリアアップ補助金Ⅰを合算して「賃金改善実績報告書」（別表4第1号様式）及び「別添内訳書 事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用 算定内訳」を作成し、事業所所在区市町村及び利用児童の居住区市町村に提出すること。

居宅訪問型保育事業のうち、複数の区市町村において事業を実施する事業者は、各区市町村から交付された保育士等キャリアアップ補助金Ⅰを合算して「賃金改善実績報告書」（別表4第1号様式）及び「別添内訳書 居宅訪問型保育事業に係る賃金改善に要した費用 算定内訳（キャリアアップ補助金Ⅰ）」を作成し、それぞれの区市町村に同一のものを提出すること。

#### 2 キャリアアップ補助金Ⅱ

年度終了後速やかに、板橋区にある補助対象施設・事業所については、「賃金改善実績報告書」（別表4第3号様式）を区長に提出すること。

事業所内保育事業の従業員枠で、事業所所在区市町村以外の区市町村（東京都の区域内に限る。）に居住する児童を受け入れている事業者は、各区市町村から交付された保育士等キャリアアップ補助金Ⅱを合算して「賃金改善実績報告書」（別表4第3号様式）及び「別添内訳書 事業所内保育事業に係る賃金改善に要した費用 算定内訳（キャリアアップ補助金Ⅱ）」を作成し、事業所所在区市町村及び利用児童の居住区市町村に提出す

ること。